

## 申立てをした後の手続の流れ

### 申立人調査，後見人等候補者の調査

家庭裁判所の職員が，申立人，後見人等候補者にお会いして，事情などをうかがいます。



### 本人の調査

成年後見制度では，本人の意思を尊重<sup>そんちよう</sup>するため，家庭裁判所の担当者が原則として，直接本人にご意見などをお聴きする必要があります。本人調査の際は，本人に家庭裁判所にお越しいただくことになります。しかし，入院等により外出が難しい場合は，家庭裁判所の担当者が入院先等に直接うかがうこともあります。

### 親族への意向照会<sup>いこうしょうかい</sup>

本人のご親族に対して，書面等により，申立ての内容や後見人等候補者を伝え，これらに関するご意向を確認する場合があります。

### 精神鑑定<sup>せいしんかんてい</sup>

鑑定とは，本人の判断能力がどの程度あるのかを医学的に判定するための手続です。

申立て時に提出していただく診断書とは別に，医師による鑑定が必要とされています。多くの場合，本人の状態をよく把握している主治医に鑑定をお願いしていますので，申立ての準備で主治医に診断書を書いてもらう際に，封筒の中に入っている診断書とあわせて診断書附票にも記入してもらってください。



本人の状態等によっては，鑑定を行わない場合があります。

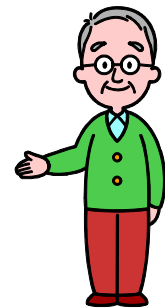
家庭裁判所は、申立てを受け付け、申立人から鑑定費用（鑑定終了後に裁判所から鑑定医に支払います。）を家庭裁判所に納めていただいた後に、正式に医師に鑑定を依頼します。通常、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼してから鑑定書が提出されるまで1～2か月程度かかります。

## 後見（保佐，補助）開始の審理・審判

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、後見（保佐，補助）開始の審判をし、あわせて成年後見人（保佐人，補助人）を選任します。保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意（取消）権や代理権も定めます。

家庭裁判所は、成年後見人等を選任するにあたり、

- (1) 本人の心身の状態や生活，財産の状況
- (2) 後見人等候補者の生活状況
- (3) 後見人等候補者と本人との利害関係の有無
- (4) 本人の意見



などをふまえて、総合的な判断をして選任します。

そのため、申立て時の候補者がそのまま成年後見人等に選ばれるとは限りません。

裁判所は、本人に高額な財産があったり、親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合、弁護士，司法書士，社会福祉士など法律や福祉に関する第三者の専門家を成年後見人（保佐人，補助人）に選任する場合があります。また、成年後見人（保佐人，補助人）の仕事を監督する役目を持つ成年後見監督人（保佐監督人，補助監督人）を第三者の専門家から選任することもあります。

第三者の後見人等や後見監督人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定したうえで、本人の財産から支払うことになります。第三者の後見人等により、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止された事例はたくさんあります。第三者の後見人等に対する報酬はそのために必要な費用であることを、ぜひご理解ください。

## 後見（保佐，補助）開始の<sup>しんぱんかくてい</sup>審判<sup>とうき</sup>確定と登記



審判書が成年後見人（保佐人，補助人）等に届いてから2週間以内に、だれも<sup>ふふく</sup>不服を申し立てない場合には、後見（保佐，補助）開始審判の法的な効力が確定します。その後，家庭裁判所が，東京法務局に審判の内容を登記してもらうよう依頼します。また，家庭裁判所から成年後見人等に対して，「成年後見人（保佐人，補助人）の職務について」という書面が送られます。

成年後見人（保佐人，補助人）の仕事を行うにあたっては，成年後見人等として選任されていることの<sup>とうきじこうしょうめいしょ</sup>登記事項証明書（5ページ参照）が必要になる場合があります。



参考

後見開始の審判が確定すると，<sup>せんきょけん</sup>選挙権を失ったり，<sup>いんかんとろく</sup>印鑑登録が<sup>まっしょう</sup>抹消されたり，<sup>ぜいりし</sup>医師・税理士などの資格や会社役員などの地位を失ったりします。保佐開始の審判が確定した場合も，制限される権限や資格があります。



## 成年後見人(保佐人， 補助人)になったら何をすればよいか

### 仕事の始まり（就任後の財産目録・後見事務報告書の作成）

○ 審判が確定し，東京法務局で登記された後，家庭裁判所は成年後見人（保佐人， 補助人）に選任された人に対し，「成年後見人（保佐人， 補助人）の職務しよくむについて」という書面をお送りしています。

○ 成年後見人は，それからおおむね1か月以内に，後見予算表，財産目録及び後見事務報告書を作り，家庭裁判所に提出するとともに，年間収支の予定を立てなければなりません。

○ 家庭裁判所は，保佐人や補助人の方にも，財産目録の作成・提出を求めることがあります。

○ 申立人が成年後見人等に選任される場合，申立て時と選任後の2度，財産目録を提出していただくことになります。申立て時に提出していただく財産目録は後見等開始の審理のためのものであるのに対し，選任後の提出は，法律で定められた後見人の義務であり，家庭裁判所が後見人等を監督するための資料となるものですから，お手数ですが必ず提出してください。

申立て時に作成した財産目録のコピーを保存しておくこと，選任後，それをもとにそれほど苦労なく財産目録を作ることができます。



## 成年後見人（保佐人，補助人）の主な仕事

### 成年後見人，保佐人，補助人に共通すること

- 成年後見人（保佐人，補助人）は，申立てのきっかけになったこと（たとえば，保険金の受取りや預貯金の引出し，遺産分割協議など）が終わった後も，本人を法的に保護しなければなりません。
- 本人の意思を尊重し，かつ，本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら，財産管理などの事務を行ってください。
- 本人を保護することが成年後見人（保佐人，補助人）の仕事ですので，成年後見人（保佐人，補助人）は，本人の利益に反して本人の財産を処分（売却や贈与など）してはなりません。
- 成年後見人（保佐人，補助人）は，家庭裁判所から求められたときに，財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。



### 成年後見人の主な仕事

- 成年後見人は本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり，預貯金に関する取引，必要な費用の支払い等の財産管理と，医療や介護に関する契約等の身上監護について，本人を代理して事務や契約を行うこととなります。
- また，成年後見人は，本人が行った契約などを取り消すことができます。

### 保佐人の主な仕事

- 保佐人の仕事は，本人の預貯金の払戻し，不動産の売買，金銭の借入れ等，財産に関する重要な行為を行う際に同意することや，本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。
- また，審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。

## 補助人の主な仕事

- 補助人の仕事は、審判で認められたことについて、本人に同意を与えたり、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。
- また、審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。



### 財産管理を行う上で

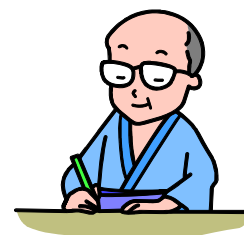
成年後見人（保佐人，補助人）が本人の財産管理を行うときには、特に以下の点にご注意ください。

#### 預貯金口座の名義に注意してください

- 本人の財産を預貯金等で管理する場合は、本人名義とするか、あるいは、「〇〇〇の成年後見人△△△△」名義などとしてください。成年後見人等の個人の名義の口座で管理をすると、本人と後見人等の財産の見分けがつかなくなってしまうのであります。絶対にしないでください。

#### 収支の管理の工夫

- 成年後見人（保佐人，補助人）は、家庭裁判所から求められたときに、財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。そのときに困らないよう、日ごろから金銭出納帳をつけるなどして収支を記録し、また、高額な領収書などはきちんと保管しておいてください。



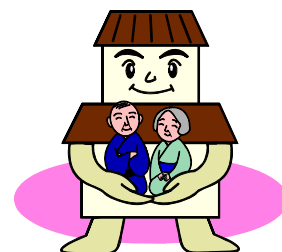
#### その他注意していただきたいこと

- 本人の利益に反して、本人の財産を処分（売却，贈与，貸し付け等）してはなりません。また、株への投資などの投機的運用は避けてください。

## 事前に家庭裁判所の許可が必要な事務

### 居住用不動産処分の許可

本人が居住するための建物または敷地（現在住んでいる場合だけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものも含まれます。）について、売却、賃貸借、抵当権の設定等をする場合は、事前に、「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。



### 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て

本人と成年後見人等の利益が相反する場合（利益相反行為といえます）は事前に、「特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て」が必要です。



#### <利益相反行為とは>

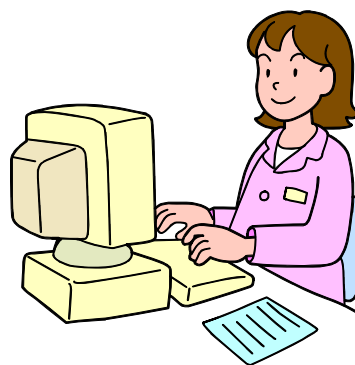
たとえば、本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合（本人と成年後見人等がきょうだいで、亡くなった親についての遺産分割協議をする場合など）や、成年後見人等が本人名義の不動産を買い取る場合などです。

## 成年後見人等の費用と報酬

- 後見（保佐、補助）事務を行うために必要な費用は、成年後見人等が本人の財産から支出します。
- 成年後見人等は、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てて認められれば、本人の財産から審判で決められた報酬を受け取ることができます。家庭裁判所は、報酬額を決める際に、成年後見人等が行った仕事の内容、本人の資力などを考慮します。報酬付与の審判は第三者に限らず、親族が成年後見人等である場合も申し立てることができます。家庭裁判所の報酬付与が認められない段階で、勝手に報酬を差し引かないよう注意してください。

## 後見（保佐，補助）監督とは

- 後見（保佐，補助）監督とは，成年後見人（保佐人，補助人）の事務が円滑に正しく行われるよう，家庭裁判所または後見（保佐，補助）監督人が定期的に成年後見人等から後見等事務の報告を受け，事務に問題がないかを確認し，問題がある場合には改善を求めることです。
- 成年後見人等が本人の財産をみずからのためにつかうなど不正な行為をしたときは，家庭裁判所が成年後見人等を解任することがあります。また，本人の財産に損害<sup>そんがい</sup>を与えた成年後見人等は，その損害を賠償<sup>ばいしょう</sup>しなければなりません。悪質な不正行為<sup>ふせいこうい</sup>があった場合には，業務上横領<sup>ぎょうむじょうおうりょう</sup>等の刑事責任<sup>けいじせきにん</sup>を問われることもあります。





## 成年後見人（保佐人，補助人）の仕事が終わるとき

### 本人が死亡したとき

- 本人が死亡したときには，成年後見人（保佐人，補助人）の仕事は終わります。
- このとき，成年後見人等は，本人が死亡してから2か月以内に，管理していた財産の収支を計算し，その現状を家庭裁判所に報告し，管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。

### 後見人等の<sup>じにん</sup>辞任

- 病気などやむを得ない事情があり，成年後見人（保佐人，補助人）が事務を続けるのが困難になった場合は，家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。  
その際，成年後見人（保佐人，補助人）辞任許可の申立てが必要です。
- 辞任が許可され，新たな成年後見人等が選任された場合は，新たな成年後見人等に引継ぎを行うことになります。

### 後見人等の<sup>かいにん</sup>解任

- 悪質な<sup>ふせいこうい</sup>不正行為があった場合は，後見人等を解任されることがあります。
- 解任された場合は，新しい成年後見人等が選任されます。

